<アーカイブ活用にとって最大の問題点>

それは、日本を席巻する

「コンプライアンス至上主義」

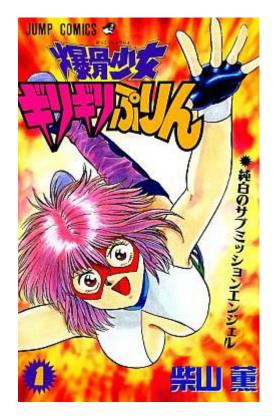
善意の検閲者、

正義を振りかざす無関係な人、 1%の間違いも認めない完全主義者たちが、 日本のコンテンツカ・可能性・実験力を潰していく。

ではどうするか・・・

- 柔軟性の高い権利制限規定
- 円滑なライセンシング体制
- ・名目より「実益」を取る覚悟と、その常識化 (多少グレーでも)

【例1】作者が亡くなった作品



柴山薫「爆骨少女ギリギリぷりん」表紙 1996年08月に集英社から発行

柴山薫先生

- ・代表作は 『爆骨少女ギリギリぷりん』 『チャラ!』『ライバル』など。
- •2007年4月14日、急性心不全 により死去。(42歳)
- ご両親も既に亡くなっている。
- ・弟さんがいるという噂がある。(=パブリックドメインかどうか不明)

実際に裁定制度を申請してみた

- 1. 文化庁「裁定制度は、普通は紙の本(部数確定)での利用の話であって、 電子書籍(新しいビジネス)は予想できない。」
- 2. 「何か証明が欲しい。似たジャンルの作品を選んで収益予想を示してくれ。」
- 3. 「漫画家協会辺りに見てもらって、予想が正しいかどうか証明してもらってくれ。」
- 4. 「分かった。権利者を探しているという広告を出してくれ。」
- 5. 「供託金を出してくれ。」(この時点で、9割くらいは利用を開始)
- 6. 出すのは、作家が儲けるであろう金額。例えば法務局に担保金として30万円。
- 7. 文化庁長官の標準処理期間は2ヶ月。
- 8. 文化庁長官「いいよ~(^^)」(これで「保証金」になった)
- 9. やった! 裁定制度バンザイ!!(笑) ←イマココ

ところが・・・・

- 10. 権利者が出てきた。(※文化庁の想定外)
- 11. 権利者「何だコレ!勝手に使うな!」「しかも金額が足りね一よ!」
- 12. ここで文化庁長官が「まあまあ、ここは私に免じて・・・(^^;)」 ・・・とは言ってくれない。
- 13. 裁定を知ってから6ヶ月以内なら、訴えることが可能。(著作権法72条1項)
- 14. しかも「いいよ」と言った文化庁長官ではなく、 申請した会社を訴えろと書いてある。(著作権法72条2項)
- 15. 文化庁「僕知らないから、後は2人でやってね(^^;)。」
- ※前ページの4~8の間に権利者が出てきた場合は、連絡が取れたということなので、利用を停止して打ち合わせで保証金額を決定する。
- ※13は、権利者が「知ってから」6ヶ月以内なので、電子書籍の取り扱いが終わった後でも、いきなり訴えられる危険性がずっと残る。

じゃあ、こんな美談だったらどうだろう

- 1. 柴山薫先生が亡くなって、もう海賊版でしか読めなくなった。
- 2. 元アシスタントさん達や、知り合いの著名漫画家たちが悲しんでいる。 「これでは柴山先生が浮かばれない・・」
- 3. 赤松の「マンガ図書館Z」に掲載を依頼してきた。
- 4. ご両親は亡くなっており、権利者不明。しかし弟さんがいるという噂が。
- 5. 裁定制度を途中まで進めておく。
- 6. 勝手に使用し、しかし収益は「心不全の治療研究機関」に全額寄付する。
- 7. 一応、著作権法違反のようだが・・・・さて、これを「誰」が訴える? (たとえ、TPPによる著作権侵害の非親告罪化が入ったとしても)

<今後4年で実施すべき施策>

- 柔軟性の高い権利制限規定
- 円滑なライセンシング体制
- ・名目より「実益」を取る覚悟と、その常識化 (多少グレーでも)